

大分大学医学部附属病院個人情報保護委員会内規

令和3年12月22日制定

令和3年医学部附属病院内規第1-3号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部附属病院の保有する個人情報取扱細則（令和3年医学部附属病院細則第1-7号）第5条第2項の規定により、大分大学医学部附属病院個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 保有個人情報、個人データ、仮名加工情報、仮名加工情報に係る削除情報等、個人関連情報及び個人番号（以下「保有個人情報等」という。）の取扱いに関する事。
- (2) 個人情報ファイルに関する事。
- (3) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事。
- (4) 保有個人情報等及び個人情報ファイルに係る診療情報に関する事。
- (5) 個人情報保護に係る法令等の実施及び運用に関する事。
- (6) その他保有個人情報等の保護に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 病院長
- (2) 医学部長
- (3) 副病院長（安全管理担当）
- (4) 医療情報部長
- (5) 医療情報部副部長 1人
- (6) 診療記録委員会委員長
- (7) 看護部長
- (8) 医学科長
- (9) 看護学科長
- (10) 先進医療科学科長
- (11) 医学・病院事務部長
- (12) その他病院長が必要と認める者

2 前項第12号の委員は、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他

やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、令和3年12月22日から施行する。
- 2 この内規の施行後、最初に指名される第3条第10号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則 (令和5年医学部附属病院内規第1-1号)

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年医学部附属病院内規第1-4号)

この内規は、令和5年7月27日から施行する。